

○岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年4月1日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年岐阜市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

3 市長は、市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

4 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第4条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）（保証人を立てる場合は、保証人が連署した借入申込書）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書（第5号様

式。以下「借用書」という。) (保証人を立てる場合は、保証人が連署した借用書) に、資金の貸付けを受けた者 (以下「借受人」という。) (保証人を立てる場合は、借受人及び保証人) の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第9条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書 (第6号様式) を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第11条 借受人は、償還金の支払の猶予を申請しようとするときは、支払の猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書 (第7号様式) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書 (第8号様式) を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書 (第9号様式) を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第12条 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書 (第10号様式) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書 (第11号様式) を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書 (第12号様式) を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者 (以下「償還免除申請者」という。) は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書 (第13号様式) を市長に提出し

なければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第14条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第15条 借受人は、借受人又は保証人（保証人を立てた場合に限る。以下この条において同じ。）について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかに氏名等変更届（第16号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が氏名等変更届を提出するものとする。

（岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 条例第16条第1項に規定する岐阜市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第17条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第19条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(柳津町の編入に伴う経過措置)

- 2 柳津町の編入の前日に、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年柳津町規則第10号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和57年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第2条第2項並びに第3条第3項及び第4項の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について

適用する。

附 則（平成元年規則第7号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成17年規則第108号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第96号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。